

栃木地方労働審議会  
 栃木県電気機械器具製造業最低工賃専門部会委員名簿

区 分	委 員 氏 名	現 職 等
公益代表委員	太田 正	作新学院大学名誉教授
公益代表委員	杉田 明子	弁護士
公益代表委員	藤井 亮二	白鷗大学法学部教授
家内労働者代表委員	小関 隆弘	電機連合栃木地方協議会事務局長
家内労働者代表委員	黒川 達也	MEMC労働組合 執行委員長
家内労働者代表委員	鈴木 徹也	日本労働組合総連合会 栃木県連合会副事務局長
委託者代表委員	井上 加容子	株式会社井上総合印刷 代表取締役
委託者代表委員	圓城 裕和	日立グローバルライフソリューションズ (株) 栃木事業所 プロダクト人事部長
委託者代表委員	鈴木 健治	一般社団法人栃木県経営者協会 部長

\* 各代表委員50音順

政令第320号

## 地方労働審議会令

内閣は、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の規定に基づき、この政令を制定する。

（名称）

第1条 地方労働審議会（以下「審議会」という。）には、当該都道府県労働局の名を冠する。

（組織）

第2条 審議会は、委員18人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第3条 委員は、労働者（家内労働法（昭和45年法律第60号）第2条第2項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第3項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

- 4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第5条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
  - 3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

- 第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
  - 3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。
  - 4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
  - 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
  - 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
  - 7 審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

- 第7条 家内労働法第21条第1項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
  - 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、

廃止するものとする。

- 4 前条第4項から第7項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第8条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の2以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前2項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第10条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 （平成29年7月7日政令第185号） 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、平成29年7月11日から施行する。

## 栃木地方労働審議会運営規程

- 第1条 栃木地方労働審議会の議事運営は、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第156条の2及び地方労働審議会令(平成13年政令第320号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、栃木労働局長(以下「局長」という。)の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が召集する。
- 2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。
  - 3 局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。
  - 4 会長は、会議を召集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び局長に通知しなければならない。
- 第3条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する会議への出席に含めるものとする。
  - 3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。
- 第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
  - 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 第2条から第6条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会（以下「部会」という。）及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書とその都度局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを局長に送付しなければならない。

第9条 審議会は、必要と認めるときは、その議決により次の部会を置くことができる。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会

第10条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときはこの限りでない。

2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第11条 臨時委員及び専門委員は、地方労働審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第12条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、部会に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第13条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第14条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

#### 附 則

この規程は、平成13年10月31日から施行する。

(一部改正) 平成17年12月1日

この規程は、令和3年3月16日から施行する。

栃木地方労働審議会  
栃木県電気機械器具製造業最低工賃専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、栃木地方労働審議会に設置する栃木県電気機械器具製造業最低工賃専門部会（以下「専門部会」という。）の議事に関し、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）、栃木地方労働審議会運営規程（平成13年10月31日施行）及び家内労働法（昭和45年法律第60号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、栃木労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、第1回会議は、栃木地方労働審議会会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第4条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けなければならない。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の



保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第6条 会議の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には議事要旨を作成し、公開するものとする。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会において家内労働法及び地方労働審議会令に基づいて議決を行ったときは、その都度、栃木地方労働審議会会長に報告するものとする。

(その他の事項)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年10月25日より施行する。

栃労発基 1025 第 1 号  
令和 5 年 10 月 25 日

栃木地方労働審議会  
会長 原田 淳 殿

栃木労働局長  
奥村英輝

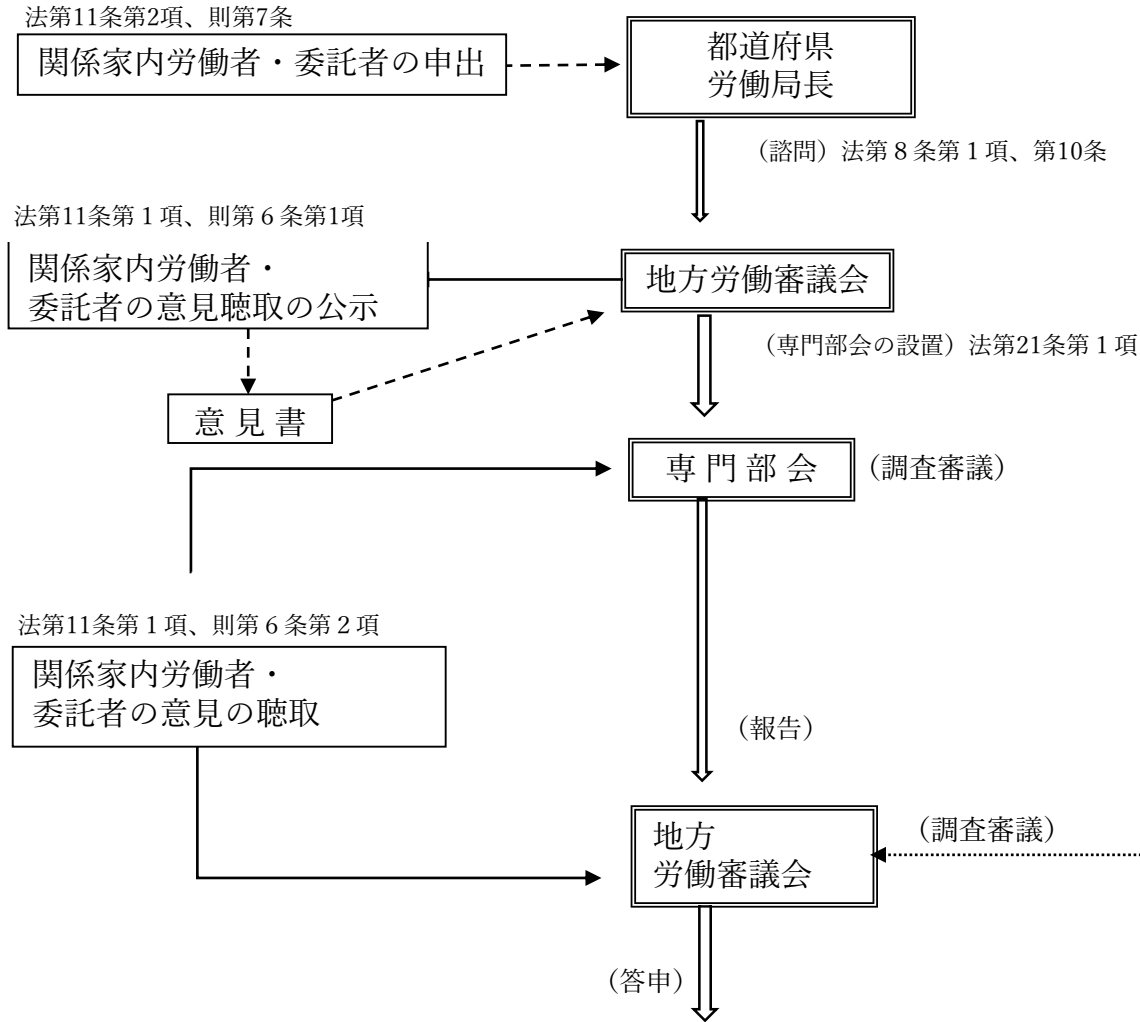
栃木県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について（諮問）

標記について、家内労働法第 10 条の規定に基づき、栃木県電気機械器具製造業最低工賃（令和 3 年栃木労働局最低工賃公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

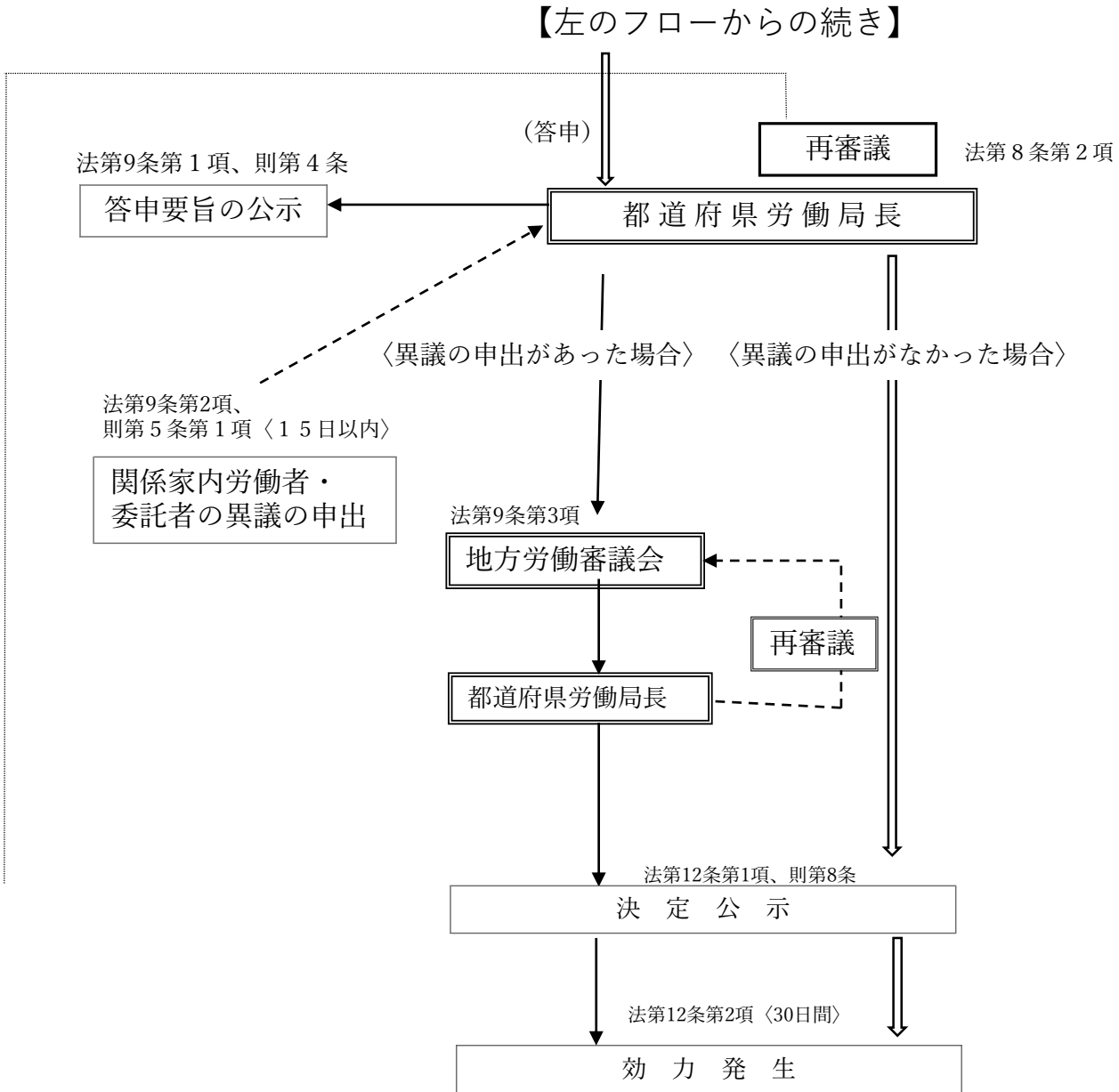
# 家内労働法に基づく 栃木県電気機械器具製造業最低工賃 の改正について

令和6年1月

# 家内労働法に基づく最低工賃決定フロー



【右フローに続く】



# 栃木県電気機械器具製造業最低工賃の概要について

## 1 適用する家内労働者および委託者の範囲

栃木県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者およびこれらの業務を委託する委託者

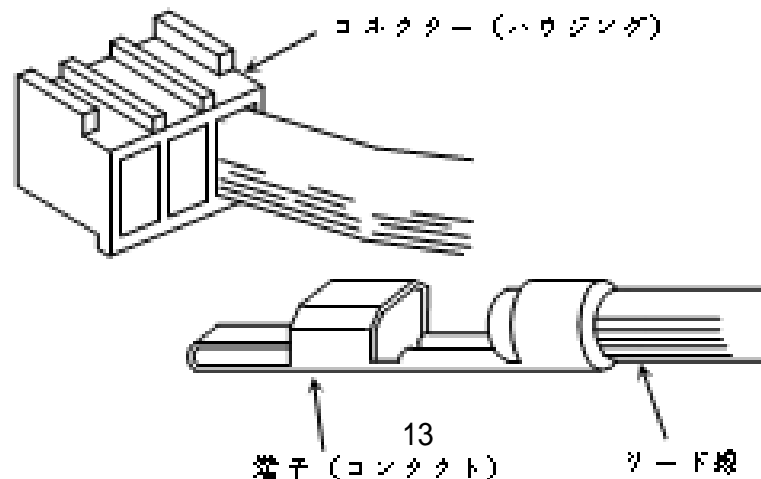
## 2 最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

品目	工程	規格	金額
コネクタ	差し（電線の末端に取付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。）	リード線について行うもの	1ピンにつき46銭

効力発生の日 令和3年4月20日

### 【部品解説図】



# 栃木県電気機械器具製造業最低工賃適用される委託者数・家内労働者数の推移 (平成19年～令和5年)

単位：人

区 分		平成19年	平成22年	平成25年	平成28年	令和元年	令和5年
電気機械器具 製 造 業 (E28 E29 E30)	委 託 者 数	46	29	40	30	29	25
	家内労働者数	731	231	505	346	366	256
上記のうち、 今般の改正諮 問に該当する 委託者数・家 内労働者数	委 託 者 数	4	4	6	6	5	7
	家内労働者数	36	44	61	46	40	36
(参考値) 栃 木 県	委 託 者 数	153	108	171	141	101	120
	家内労働者数	2,066	1,332	1,554	1,406	1,155	987
(参考値) 全 国	委 託 者 数	12,968	10,447	8,780	7,516	7,328	※ 7,017
	家内労働者数	181,196	136,289	117,333	107,747	105,054	※ 95,108

資料出所：各年の委託状況届、栃木県電気機械器具製造工賃実態調査結果等から集計〔※：令和4年〕

# 全国の電気機械器具製造業における最低工賃の状況について

都道府県	最低工賃名	工程	規格	最低工賃額	直近の発効日等
青森	電気機械器具製造業	コネクタ－差し	1端子ごとに差すもの	28円45銭 ※1	令和5年5月1日
			連続端子となっているもの	61円14銭 ※2	
宮城	電気機械器具製造業	コネクタ－差し	シールド線について行うもの	53銭	令和4年4月15日
			リード線について行うもの	41銭	
福島	電気機械器具製造業	コネクタ－差し		36銭	令和5年5月1日
茨城	電気機械器具製造業	コネクタ－差し		48銭	令和4年11月1日
栃木	電気機械器具製造業	コネクタ－差し	リード線について行うもの	46銭	令和3年4月20日
群馬	電気機械器具製造業	コネクタ－差し	2ピン以上10ピン以下のもの	58銭	平成25年5月15日
東京	電気機械器具製造業	コネクタ－差し		83銭	令和4年12月24日
神奈川	電気機械器具製造業	コネクタ－差し	リード線について行うもの	58銭	平成30年4月26日
			1しんのシールド線について行うもの	63銭	
			2しんのシールド線について行うもの	66銭	
富山	電気機械器具製造業	コネクタ－差し		30銭	令和5年4月28日
山梨	電気機械器具製造業	コネクタ－差し		56銭	令和5年4月22日

※1については100端子に対するもの。※2については100回行った場合のもの。

## 栃木県最低賃金の推移について（平成19年～令和5年）

最低賃金の種類	新設発効日		平成19年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
栃木県最低賃金	47. 5. 15	時間額	671	697	700	705	718	733	751	775	800	826	853	854	882	913	954
		引上げ額	14	26	3	5	13	15	18	24	25	26	27	1	28	31	41
		改定率(%)	2.13		0.43	0.71	1.84	2.09	2.46	3.20	3.23	3.25	3.27	0.12	3.28	3.51	4.49

※引上げ額及び改正率は前年と比較したものの。なお、平成20年及び平成21年の記載を省略しております。

※前回最低工賃の改正発効を行った令和2年と令和5年の栃木県最低賃金を比較すると100円（11.71%↑）高くなっている。

## 栃木県電気機械器具製造業最低賃金の推移について（平成19年～令和5年）

最低賃金の種類	新設発効日		平成19年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
栃木県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金	63. 12. 21	時間額	768	789	793	799	809	822	836	851	869	889	910	913	940	971	1,008
		引上げ額	12	21	4	6	10	13	14	15	18	20	21	3	27	31	37
		改定率(%)	1.59		0.51	0.76	1.25	1.61	1.70	1.79	2.12	2.30	2.36	0.33	2.96	3.30	3.81

※引上げ額及び改正率は前年と比較したものの。なお、平成20年及び平成21年の記載を省略しております。

※前回最低工賃の改正発効を行った令和2年と令和5年の栃木県電気機械器具製造業最低賃金を比較すると95円（10.41%↑）高くなっている。



# 家内労働法 (抄)

(目的)

第一条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

2 この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

(最低工賃)

第八条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

(最低工賃の改正等)

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

(最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等)

第十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

# 家内労働法（抄）

（最低工賃額等）

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の規定による最低賃金をいう。以下同じ。）（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。））との均衡を考慮して定められなければならない。

（最低工賃の効力）

第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

（専門部会等）

第二十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かななければならない。  
2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

# 栃木県電気機械器具製造業 家内労働工賃等の実態調査結果 について



## 調査概要

「実態調査」は、栃木県における電気機械器具製造業に従事する家内労働者の実態を把握するため、原則3か年ごとに、委託者に対し調査を実施するもの。

なお、当該調査対象事業者及び家内労働者の中には、当県が定める最低工賃の対象とならない委託者及び家内労働者も含まれる。

今般、調査結果を取りまとめた各年の調査対象委託者数と有効回答数は以下のとおり。

	調査委託者数	回答数	内訳		
			有効回答数	無効	有効回答率 (%)
令和元年度	34	26	23	3	76.5
令和5年度	28	26	26	0	100.0

家内労働に従事する者は、男性より女性が多く、経験年数の長い方が多い。  
 また、1か月の総工賃については1万円未満が最も多く、令和元年度調査によれば2万円未満が約51%を占め、令和5年度調査においても約50%を占める。

## 1. 男女別家内労働者の経験年数について

年度 経験年数	令和元年度						令和5年度					
	男		女		計		男		女		計	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
6か月未満	1	0.3	19	6.7	20	7.0	0	0.0	7	2.6	7	2.6
6か月以上1年未満	6	2.1	23	8.1	29	10.2	0	0.0	6	2.2	6	2.2
1年以上3年未満	9	3.3	49	17.3	58	20.6	8	2.9	62	22.8	70	25.7
3年以上5年未満	4	1.4	35	12.4	39	13.8	7	2.6	41	15.1	48	17.7
5年以上9年未満	2	0.7	58	20.5	60	21.2	3	1.1	35	12.9	38	14.0
9年以上	6	2.1	71	25.1	77	27.2	8	2.9	95	34.9	103	37.8
合計	28	9.9	255	90.1	283	100.0	26	9.5	246	90.5	272	100.0

## 2. 男女別家内労働者の1か月の総工賃額について

年度 1か月の工賃	令和元年度						令和5年度					
	男		女		計		男		女		計	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
1万円未満	3	1.1	80	28.3	83	29.4	12	4.4	64	23.5	76	27.9
1万円以上2万円未満	6	2.1	56	19.8	62	21.9	2	0.7	58	21.3	60	22.0
2万円以上3万円未満	7	2.5	51	18.0	58	20.5	2	0.7	42	15.5	44	16.2
3万円以上4万円未満	6	2.1	25	8.8	31	10.9	3	1.1	29	10.7	32	11.8
4万円以上5万円未満	0	0.0	23	8.1	23	8.1	1	0.4	19	7.0	20	7.4
5万円以上	6	2.1	20	7.1	26	9.2	6	2.2	34	12.5	40	14.7
回答なし	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	28	9.9	255	90.1	283	100.0	26	9.5	246	90.5	272	100.0

家内労働者に業務委託する理由として、（機械化が）難しいまたは採算がとれず、手作業が残っているため、とする回答が最も多い。  
また、業務量からみた今後の見通しは「変わらない」とする回答が最も多い。

### 3. 家内労働者に委託する理由（複数回答）

理由	令和元年度		令和5年度	
	委託者数	比率	委託者数	比率
仕事の変動するから	11	22.5	13	21.7
手作業があるから	15	30.6	18	30.0
少量多品種であるから	6	12.2	9	15.0
コストが安いから	14	28.6	15	25.0
高い技術が必要とされるから	0	0.0	2	3.3
求人難であるから	0	0.0	2	3.3
その他	3	6.1	1	1.7
回答なし	0	0.0	0	0.0
計	49	100.0	60	100.0

### 4. 委託量の今後の見通し（複数回答）

見通し	令和元年度		令和5年度	
	委託者数	比率	委託者数	比率
増加する	1	4.2	3	11.5
減少する	6	25.0	7	26.9
変わらない	14	58.3	12	46.2
不明	3	12.5	4	15.4
回答なし	0	0.0	0	0.0
計	24	100.0	26	100.0

工賃の決定方法をみると、作業時間を考慮している委託者が最も多く、そのうち、1時間当たりの工賃については、令和元年度は400円から500円が最も多く、令和5年度は500円から600円が最も多い。

### 5-1. 工賃の決定方法（複数回答）

理由	年度	令和元年度		令和5年度	
		委託者数	比率	委託者数	比率
業界の相場		3	10.0	7	17.9
最低賃金を目安として		4	13.3	3	7.7
最低工賃を目安として		2	6.7	4	10.3
納入単価による		8	26.7	12	30.8
作業時間を考慮して		12	40.0	13	33.3
その他		1	3.3	0	0.0
回答なし		0	0.0	0	0.0
計		30	100.0	39	100.0

### 5-2. 上記の「作業時間を考慮して」と回答した委託者について、1時間当たりの工賃

単価	年度	令和元年度		令和5年度	
		委託者数	比率	委託者数	比率
300円未満		0	0.0	0	0.0
300円以上400円未満		2	18.2	0	0.0
400円以上500円未満		4	36.4	3	25.0
500円以上600円未満		3	27.3	5	41.6
600円以上700円未満		0	0.0	2	16.7
700円以上		2	18.2	2	16.7
計		11	100.1	12	100.0
平均単価		511円		570円	



現在適用される品目について、1ピン当たりの平均単価と平均作業時間をみると、令和元年度調査によれば50銭、3.75秒、令和5年度調査によれば86銭、6.02秒となっている。また、工賃別の家内労働者の分布をみると、令和元年度調査、令和5年度調査とも50銭以上となっている。

## 6. 現在適用される品目の実態について（現行最低工賃額 0.46円）

	委託者数	家内労働者数	1ピン当たりの工賃単価(円)			1ピン当たりの作業時間(秒)			
			最高額	最低額	平均額(A)	一番早い人	標準的な人	一番遅い人	平均
令和元年度	5	40	2	0.5	0.5	3.35	3.75	4.15	3.75
令和5年度	7	36	1.5	0.5	0.86	4	4.75	9.32	6.02

	1時間当たりの出来高(ピン)				1時間当たりの平均工賃額(円) (A) × (B)
	一番早い人	標準的な人	一番遅い人	全体の平均(B)	
令和元年度	1,100	1000	905	959	479.50
令和5年度	900	760	492	681	585.66

## 7. 現在適用される品目の工賃別の家内労働者数、委託事業者数の分布

	38銭以上40銭以下		41銭以上43銭以下		44銭以上46銭以下		47銭以上49銭以下		50銭以上	
	家内労働者	委託者	家内労働者	委託者	家内労働者	委託者	家内労働者	委託者	家内労働者	委託者
令和元年度									40	5
令和5年度									36	7

## 最低工賃が適用される委託者と家内労働者の推移

	平成8年度 (1996年)	平成10年度 (1998年)	平成12年度 (2000年)	平成16年度 (2004年)	平成19年度 (2007年)	平成22年度 (2010年)	平成25年度 (2013年)	平成28年度 (2016年)	令和元年度 (2019年)	令和5年度 (2023年)
委託者数 (営業所)	7	5	7	7	4	4	6	6	5	7
家内労働者数 (人)	154	132	86	110	36	44	61	46	40	36

資料出所：栃木県電気機械器具製造業工賃実態調査結果

## 最低工賃改正の推移

発効年月日	平成7年4月1日 (1995年)	平成9年4月1日 (1997年)	平成11年4月1日 (1999年)	平成13年4月1日 (2001年)	平成20年4月20日 (2008年)	令和3年4月20日 (2021年)	現在に至る
最低工賃(銭)	30	32	34	35	40	46	
改定率(%)	—	6.67	6.25	2.94	14.29	15.00	